定　　款

第１章　　総　則

（商号）
第１条　当会社は、三和油化工業株式会社と称し、英文では、SANWAYUKA INDUSTRY CORPORATION と表示する。

（目的）
第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。
（１）石油製品及び石油化学製品全般の販売に関する事業
（２）石油製品及び石油化学製品の製造及び貯蔵に関する事業
（３）液化石油ガスの販売に関する事業
（４）工業用薬品全般についての販売に関する事業
（５）再生資源の回収及び再生に関する事業
（６）産業廃棄物の収集運搬及び処理に関する事業
（７）鋳造品等の真空含浸加工に関する事業
（８）自動車運送取扱の事業
（９）不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業務
(10) 作業環境及び生活環境の計量・測定事業
(11) 土木建築工事業
(12) 電気工事業
(13) 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を愛知県刈谷市に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、13,624,000 株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）
第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招集）
第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集権者及び議長）
第 14 条　株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２　当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（員数）

第 18 条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、７名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（選任方法）

第 19 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

４　当会社は、会社法第 329 条第３項の規定により、法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

５　前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第 20 条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長１名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2　当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第 24 条　取締役会の決議は、当該事項の議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録より同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 25 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規則）

第 26 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章　　監査等委員及び監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第 29 条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）
第 30 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議）
第 31 条　監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

（監査等委員会規程）
第 32 条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（選任方法）
第 33 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）
第 34 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　　計　算

（事業年度）
第 35 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第 36 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第 37 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第 38 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 39 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の配当金には利息をつけない。

附　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の 2021 年４月２日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第１項の損害賠償責任の免除及び当該責任を限定する契約については、なお従前の例による。

制定　　昭和 49 年 10 月 11 日
改正　　昭和 54 年　３月 15 日
　　昭和 54 年 11 月 20 日
　　昭和 58 年 10 月 20 日
　　昭和 58 年 11 月 26 日
　　昭和 60 年　５月 16 日
　　平成　７年 12 月 14 日
　　平成 14 年　６月 26 日
　　平成 18 年　６月 28 日
　　平成 19 年　６月 27 日
　　平成 20 年　６月 25 日
　　平成 23 年　６月 23 日
　　平成 25 年　７月 11 日
　　平成 28 年　６月 24 日
　　平成 28 年　９月 19 日
　　令和　２年　６月 19 日
　　令和　３年　４月　２日
　　令和　３年　６月 18 日
最新改訂　令和　３年　７月　１日

以上